

## 8 万江小学校いじめ防止基本方針（抜粋）

令和6年4月改訂

### (1) 基本方針の内容

本基本方針は、いじめ問題への対策（いじめの未然防止、早期発見、早期対応、地域や家庭・関係機関の連携等）をより実効的なものにするため、以下の内容を定める。

- ① 学校における基本方針と組織体制
- ② いじめへの組織的な対応と家庭や地域、関係機関等との連携
- ③ これまでのいじめ対策の蓄積を生かしたいじめ防止等の取組
- ④ 重大事態への対処等に関する具体的な内容とその運用

### (2) いじめ防止等に関する基本的考え方

「いじめは、どの学校でも、どの子供にも起こりうるものであり、全ての児童に関係する問題である」という基本認識に立ち、根本的ないじめ問題克服のために、全ての児童を対象としたいじめの未然防止の働きかけを行うとともに、迅速かつ組織的にいじめ問題の早期発見・早期対応に取り組む。

### (3) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。

### (4) いじめ防止等の対策のための組織体制

- ① 「いじめ防止対策委員会」（校内組織）
  - ・ 取組の実施や年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
  - ・ いじめの相談・通報の窓口を担う。
  - ・ いじめの疑いに関する情報等の収集と記録、共有を行う。
  - ・ 児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針を検討する。
  - ・ 保護者との連携等、組織的な対策を実施する場合の中核を担う。
- ② 「万江小学校いじめ防止対策連絡協議会」（家庭や地域と連携した組織）
  - ・ いじめ等に関係する問題の未然防止、早期発見、いじめへの対処等を協議する。
  - ・ 学校間、学校、家庭で、いじめを許さない学校づくりに向けて連携・協働して取り組む体制づくりを推進する。
- ③ 「山江村いじめ問題対策連絡協議会」（村や専門機関等と連携した組織）
- ④ 「山江村いじめ防止対策審議会」（法律や医療等の専門家と連携した組織）
- ⑤ 「山江村いじめ調査委員会」（法律や医療、福祉等の専門家による組織）

### (5) 未然防止の取組

○授業改善に関わる取組、児童の友人関係、集団づくり、社会性の育成等を目的とした取組、いじめ防止や人権学習に関する取組、いじめ根絶のための児童会の取組、保護者や地域に対する啓発の取組、心のアンケートや定期的個人面談等について、「未然防止」と「早期発見」に資する取組を洗い出す。

(6) 早期発見の取組

- いじめの早期発見を図るために、児童理解の時間を月1回程度確保する。また、「学校生活に関する心のアンケート(いじめ調査)」を毎月行い、児童の悩みや人間関係を把握し教育相談を実施することでいじめゼロの学校づくりを目指す。
- 「熊本県子どもいじめ相談電話」等、相談機関を児童や保護者に周知徹底する。

☆ 早期発見の基本

- ① 児童のささいな変化に気付くこと
- ② 気付いた情報を確実に共有すること
- ③ 情報に基づき速やかに対応すること

☆ 早期発見に必要なこと

目撃情報等を毎週集約し、必要に応じて関係者を招集し、その後の対応を考える体制をつくる。

(7) 早期対応の取組

- いじめの事実があると疑われるときは、学級担任だけで情報を抱え込むことなく、速やかに情報集約担当者に報告し、いじめ防止対策委員会での今後の対応を協議する。
- いじめの解決とは、いじめた児童によるいじめられた児童に対する謝罪のみで終わるものでなく、いじめられた児童といじめた児童をはじめとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りのもの全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断する。全ての児童が集団の一員として、互いに尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進める。
- いじめ問題が起きたときには、家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を丁寧に伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を収集し、指導に生かす。

(8) いじめの解消の判断

- いじめに係る行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していること。
- 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。

(9) 重大事態への対応

- ・いじめにより本校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
  - ア 児童が自殺を企図した場合
  - イ 身体に重大な傷害を負った場合
  - ウ 金品等に重大な被害を被った場合
  - エ 精神性の疾患を発症した場合
- ・いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する(欠席が10日になる前の早期対応をしたのち、年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む) ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ・児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあった場合

- 重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。
- 教育委員会と協議のうえ、当該事案に対処する組織を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- 調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。